

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認 ..... 社会教育・文化財保護課 1 頁

### お 知 ら せ

平成26年11月25日付け三重県公報第2652号に、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

#### 三重県告示第768号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（平成25年三重県告示第224号）は、平成27年3月31日限り廃止します。

平成26年11月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者  
公益財団法人三重県体育協会  
会長 岩名秀樹
- 2 利用料金の額
  - (1) 宿泊室を利用する場合

区 分	単 位	金額（円）		
		通常料金	季節料金	
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	510	310
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	920	620
	その他の者	1人1日につき	1,540	1,030
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,030	620
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,850	1,240
	その他の者	1人1日につき	3,080	2,060

備考1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 季節料金を適用するのは、11月1日から12月17日まで、1月7日から2月末日までの各期間の日曜日から木曜日（祝日に当たるときは、その前日を除く）

3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」に準ずる者として適用する。

(2) 施設を利用する場合

区 分	金 額 (円)	
	1時間あたり	前後超過30分あたり
総合研修館	1,850	920
大研修室	1,110	550
オリエンテーション室	730	360
研修室	730	360
文化室	730	360
創作室	730	360

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を超えて利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
ピアノ	1日1台につき	5,000
七宝焼電気炉	1日1台につき	3,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
ビジュアルプレゼンター	1日1台につき	1,000
スライド映写機	1日1台につき	1,000
トランシーバー	1日1対につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
テレビ・ビデオセット	1日1セットにつき	1,000
ワイヤレスアンプ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日1式につき	1,000
ラジカセ	1日1台につき	1,000
パソコン	1日1台につき	1,000
野外炊飯用具	1日1式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1セットにつき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
各種スポーツ用具	1日1種目1セットにつき	100
総合研修館空調	1時間につき	3,000
調理設備	1日1式につき	1,000

備考1 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の設備等の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

3 利用料金の承認年月日

平成26年10月27日

4 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日

発 行  
津 市 広 明 町 1 3 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社